

通告5番、13番議員、石井勲君。

1 3 番 通告5番、13番議員、石井勲です。通告に従い、道路整備、有害鳥獣対策、医療・介護について質問します。

30年度予算編成は、「おおいきらめきプランの着実な推進」、「『改革』の精神」、「『今後の発展を見据えた』施策・事業の展開」、「協働のまちづくり」、そして「財政の安定」と五つの視点を重点に捉えている。

29年度の視点と重複する項目もあるが、私が注目し、関心をもったのは今後の発展を見据えた施策・事業の展開を掲げられたことである。それは我が町の過去からの発展と現在の町状況を分析評価した上で、町の将来を見据えた施策を選べ、展開される覚悟であると理解しました。

そこで今回の質問は、未来の構想ではなく、今住民が生活していく上で不安を感じている問題、課題について、道路整備関連で2項目、有害鳥獣関連で2項目、医療・介護関連で3項目、今後の町の施策そして事業の展開を伺います。

1、道路整備「町道4号線の県道移管の正式申し入れと今後の整備方針は。」午前中、同僚議員の質問の中で町長は答弁されておりますけれど、私は、ハードルが高いということを町長は話されましたけれど、町としてあるいは町長として、この4号線をどういう方向で他町村・県に当たっていかれるのか、その辺の方向を教えていただければと思います。

二つ目に「国道255号線歩行者横断事故に対する町の対策は。」これは、255号の沿線で昨年死亡事故があるいは重傷事故が起きております。そして、同僚議員が以前、やはり中央分離帯のところで立ちどまって車が切れるのを眺めてられる人がいるというような質問があって、やはり対策を必要ではないかというようなことが述べられております。その辺で町として歩行者の安全を確保するために、対策はどのようにされるのかお聞きします。

2番目、有害鳥獣。上大井地先東山ミカン畑の中や付近の住宅の横まで鳥獣が出没している。野菜関係も非常に重要でありますけれど、人身被害が懸念されている。町はどのような対策を選ぼうとしてられるか。あるいは認識されているか。お聞かせ願います。

2、「捕獲された鳥獣の解体処理及び個体の処分体制は。」神奈川県で解体処理の車に関して、補正予算で取り消しがあって減額補正されて、上郡の中で

検討をというようなことを議会のほうで知事が答弁されております。その辺で町のほうはどのように考えておられるか、お聞きします。

医療・介護。「足柄上病院のあり方について」県・独立行政法人・病院機構・足柄上各市町の町長で協議がされ、首長より県に対して要望等がされているが現況の方向性は。

2、「家庭における介護・看取りなど医療・介護連携体制の充実は。」

3、「教育・保育現場において、病発症時における現場の対応と課題は。」

以上、多岐にわたっておりますが、登壇での質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

議 長 答弁願います、町長。

町 長 それでは通告5番、石井勲議員の御質問で3点頂戴しまして、その3点が2問、2問、3問と細かく分かれておりますので、大変時間を要するかと思いますが、一つよろしく願いするところでございます。

まず、1点目の道路整備についての御質問で「町道4号線の県への移管の正式申し入れと整備方針について」というようなことでございますが、先ほど瀬戸議員の御質問も同様の御質問がありましたもので、重複する点があるかと思いますが、この辺のところは御容赦願いたいと思います。

現在、大井町管内において県が施工中の道路改良事業はこの3月10日に開通する篠窪バイパスと、大井土地区画整理事業地内を通る都市計画道路金子開成和田河原線の2路線であるわけでございます。

篠窪バイパスは今年度で事業が完了するというようなことでございますが、金子開成和田河原線は平成30年度から本格的に事業に着手するというような予定でございます。

この金子開成和田河原線の整備に当たっては、県西地域は県道のネットワークが充足していることを理由に新たな県道認定ができなかったことから、当該路線金子開成和田河原線は町道9号線として町道認定を行い、主要幹線道路として都市計画事業の特例として、町道を県が施工しているというようなことでございます。完成後は直ちに町が管理移管をされるというようなことの約束の中で、工事を進めていただくわけでございます。

このように、県管理の道路を増やすことができない中、金子開成和田河原線の整備に本格的に着手しようとしている。またこのタイミングで、また正式に町道4号の県道移管の正式申し入れするというようなことはまだ得策ではなからうかなというように思うわけですが、水面下では幾度かこの話をさせていただいているところでございます。

また、この道路をどのようにするか、ルートを含めまして、まずは地元自治会の方々にこれまで調査してきた現状や、課題などを整理してその結果をお示しし、率直な意見をお伺いした中で判断し、決定していきたいと存じ上げるところでございます。

先ほど瀬戸議員の御質問にあったように、そのような高規格の道路をつくることがかえって地域交通の事故等の心配が出てくるんじゃないかなというようにございます。何はともあれ、計画づくりができなければ県に申し入れるというようにすることもできないわけですが、しかしながら、いろんな各道路関係のところもいろいろ伺って御示唆をちょうだいしている中、きちっとした計画づくりをすることがまず第一であるし、時間がかかってもそれをしなければ事業していくというのは非常に難しいわけですが、そんな状況にあるというようにございます。篠窪バイパスがここで開通するんですけど、ある県の方が「私が県に入ったときに、松田土木にいて、ちょうどその話が出てきたところだけど、ようやく私が退職するころ開始するんだから40年近くかかりましたね。」というような話で、お話ししましたもので、容易にできるということは私も確約をできないわけですが、まずはそういう計画づくりをしていって、いわゆる地ならしをした中で県に協力を仰いでいく。また近隣自治体にも仰いでいくというようなことじゃなからうかなとそんな考えをもっておるところでございます。

そして、255号線の横断事故に対する町の対策はとの御質問でございますが、昨年1月また6月に発生しました255号線の横断者の交通事故は大変痛ましい事故であったわけですが、そのようなことを受けまして、警察と連携のもと速やかに全自治会に対し、今回の事故原因となった歩行者が横断歩道以外で車道を渡る、いわゆる「乱横断」の危険性について、注意喚起の回覧等を回し、周知を図ったところでございます。

また、「乱横断」については、特に高齢歩行者が多いことから、町内の高齢者集会「おーい！元気会」において、町交通・防犯アドバイザーによる交通安全に関する講話の中で、あわせて注意喚起を行わせていただいたところでございます。

また、道路整備での安全対策についてでございますが、交通安全施設等は、都道府県公安委員会及び道路管理者において、それぞれ整備を行っているところでございまして、国道 255 号につきましては、松田警察及び道路管理者である神奈川県がその対策を講ずるものであることを、まずは御理解いただきたいとお願いするところでございます。その上で、昨年 1 月に発生した歩行者横断死亡事故を受け、町も同席させていただいた中で、松田警察署交通課及び県西土木事務所の 2 者において、事故防止及び安全対策について、現場で協議を行ったものでございます。

県では、その対策として、現場付近の道路横断の危険防止のため、歩行者への注意喚起を促すような安全対策を講ずるよう検討を進めていると伺っているところでございます。この辺のところは、周知をしていくということは容易にできることであろうと。

いずれにいたしましても、引き続き、広報等を通じ、交通事故防止の啓発活動及び交通安全教育について、継続的に行うとともに、警察及び道路管理者等の関係機関と連携をとりながら、我が町の交通安全対策に努めてまいろうというようにでございます。

2 点目の「有害鳥獣」でございますが、町内における有害鳥獣による農作物の被害は依然として深刻でございます。近年ではインターチェンジ付近の住宅地域内でイノシシが捕獲されたり、民家の近くや道路上での目撃情報も増加しております。

また、御質問にもありましたように、上大井東山の住宅地にイノシシが出没した際には、周辺住民へ注意喚起の通知を配布するとともに、「忌避剤」の散布と職員のパトロール実施等の対応を行ったものでございます。幸いにもその後の目撃情報は入っておりませんが、生活圏での目撃情報の増加に伴い、人身被害対策としての取り組みの重要性も高まっておると感じておるところでございます。

います。昨年ちょうど今ごろかもう少し後でございますが、我が家の自宅にも出射したというようなことございました。その痕跡も残っております。

ここで、大井町における有害鳥獣対策に関する取り組みの現状を述べさせていただきますところでございますが、まずは町、自治会、猟友会、JAなどで組織する大井町鳥獣対策協議会において、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害鳥獣を捕獲する備品の整備や捕獲者に対する交付金の支出などの取り組み行っており、また町においても防護柵設置に係る補助金を交付したり、わな免許取得者を増やすなどそんな取り組みを行っております。

また、有害鳥獣の捕獲活動につきましては、猟友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊及び農家を中心とした捕獲組織である有害鳥獣捕獲隊が年間を通して捕獲活動を行い、今年度は2月末の段階で、イノシシ77頭、鹿35頭を捕獲するなど、昨年度を上回る実績を上げていただいております。

これらの取り組みを踏まえて質問にお答えするわけでございますが、一点目の「人身被害への対策は」という質問でございますが、町では人身被害に特化した対策を推進するのではなく、これまでの農作物被害対策を重視した取り組みを強化することが、農作物被害対策だけでなく人身被害対策の強化にもつながるものと考えております。

具体的には捕獲活動や農地への防護柵の設置の支援などを継続しつつ、鳥獣を近づけない「環境づくり」の強化が必要であると考えております。この取り組みは捕獲活動を行う方や農家だけではなく、地域に暮らす住民も参加し、「地域ぐるみ」で有害鳥獣を呼び寄せない「環境づくり」の取り組みであり、このような取り組みは全国でも広がっており、国や県でもその取り組みの支援に力を入れ、また専門家においてもその必要性を訴えております。

そのような中、高尾地区においては今年度から地域住民による農地等の点検や、獣の住み家となりそうな場所の下草刈り、農作物の捨て場の整理、放任果樹の撤去などの取り組みを、神奈川県かながわ鳥獣被害対策支援センターの協力を得ながら、少しずつ始めておるところでございます。今後もこの取り組みに顕著な成果がみられた場合には、町内の他の地域にも周知し、対策活動の促進を図っていきたいと考えております。

さらに、この3月10日には有害鳥獣対策の専門家を招き、有害鳥獣対策実施隊や有害鳥獣捕獲隊の皆さんだけでなく、農家や町民を対象とした「地域ぐるみ」で有害鳥獣を呼び寄せない「環境づくり」の取り組みの必要性を理解していただくことを目的とした「鳥獣被害対策セミナー」を開催いたします。現在、相和地域の方々を初め、多くの方々にご参加いただくよう周知を図っているところですが、議会の皆様方の御理解も賜りたいと思うところがございます。そして、大きな問題は、今、国も本腰上げていろんな予算つけて行っておるわけですが、この被害金額が、全国的に被害があっても、被害金額を各自治体で集計することが非常に難しいということが問題になっております。じゃあ、幾ら農産物なりの被害金額が下がっているのかと言われると、はじめから被害があってもそんなもんいちいち。その被害したのを誰が出してくれるんだって、こういう話が今、農業団体から出ております。この間もその話題で持ちきりなんですけど、それを補填する制度があれば、これ大根を一反やってそれが被害を受けたから20万だから、それ被害に対しましても補償するというような制度があれば、被害金額が赤裸々に出てきますが、そこんところを補償しませんもんで、そんなもんどっちみち被害金額、町に出したってその補填がねえんだからそんなもん出さねえっていう人が圧倒的に全国に多いんですね。ですから、この対策を国が講じてでも、じゃあ、その対策によってどういう効果が出てきたのかというようなことが、今明確になっていない、なろうとしてないところに今問題があるんじゃないかなろうかなというのが、今、農業関係団体の中で問題視されておるところでございます

そして二つ目の「捕獲された鳥獣の解体処理及び個体の処分体制について」でございますが、現在、タヌキやハクビシンなどの小動物につきましては、捕獲者の所有地内に埋設処分を行っていただいております。この際、動物を殺すという行為に抵抗がある方に対しましては、町がガスによる安楽死を代行し、埋設処分のみをお願いしております。イノシシや鹿などの大型獣につきましては、食肉として活用が難しい個体は、捕獲者に埋設処分を行っていただき、それ以外の個体は、猟友会員が自宅敷地内において解体を行い、食肉として自家消費をされているというような実態でございます。

有害鳥獣捕獲後の処理行為につきましては、町内全体の捕獲数が年々増加していることから、捕獲者及び猟友会員の負担が大きくなっているということが実態でございます。

今後は、猟友会員以外にも解体処理ができる人材を育成し、負担軽減を図るとともに、ジビエ事業による食肉活用も視野に入れながら適正かつ効果的な対策を検討してまいります。

このジビエの問題もいいわけでございますが、ジビエに出すということになりますと、管理捕獲のようなことになるわけございまして、私はジビエは反対である。絶滅をさせるためには、ジビエに期待するというようなことは将来的に問題があるんじゃないかなろうかなというような考えを持っておるわけでございますが、とりあえずはジビエに利用できるか、また今の時点では採用の一つかなというように思っております。

それから3点目の「足柄上病院のあり方について」というような御質問でございますが、県立足柄上病院は足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っておるものでございます。県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、医療介護連携の推進、災害時の対応を考えると、総合診療科を持つ同病院が果たす役割はますます大きいものと考えておりますし、期待をされているものでございます。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためには、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考えております。

足柄上郡5町では、県立足柄上病院の医療体制の充実強化を図る内容について、要望を行うとともに、県主催の平成28年度足柄上地域首長懇談会においても同様の要望を行わせていただいたわけでございます。

その結果、県は県関係部課長、足柄上医師会長、足柄上地域自治体の担当主管部課長で構成する「足柄上病院に関する勉強会」を平成29年3月に設置し、会議が2回開催されました。会議では、足柄上病院の現状及び課題、産科・小児科医の確保対策、高齢化対策などを議題として検討し、その結果、次の3点の方向性が取りまとめたものでございます。

1点目は、高齢者医療において、「地域包括ケアシステムの推進に向け、今後も充実強化に取り組む。」2点目は、産科医療において、「医師確保が困難なため、周産期拠点病院である小田原市立病院と連携して、正常分娩に係る院内助産の継続に努める。」3点目は、小児科医療において、「常勤医師による外来での継続的な診療を可能とするため、医師の確保に努める。」ということでございます。この辺の産科の出産に関しましては、上病院で今やってる以上に出産を可能にさせるには、産科の医師の確保もさることながら、小児科医の医師も充足させていかなきゃならないというような2科の医師の充足が図らないとできないということでございます。そういう状況にあるわけでございます。

また、今後については、足柄上病院の機能・役割を含め、県西地域全体の病院の役割分担や連携を検討する必要があるため、議論の場を拡大することとなりました。

このことにより、県は、県関係部課長、小田原医師会長や足柄上医師会長などの医療関係者、県西地域自治体の担当主管部課長で構成する「県西地域における病院連携勉強会」を平成29年10月に設置し、第1回の会議が開催されました。

このようなことから、本町においては、引き続き、県立足柄上病院の医療体制の充実強化について、県、医師会及び関係市町と検討を行ってまいりたいというように思うわけですが、独法の理事長さんと副理事長さんも交えて、28年にいろんな協議の場を持たせていただいたり、29年度も独法の理事長さんも当町に足をお運びいただきましたもので、その辺のところ上病院のあり方については、独法が運営する県内の他の医療機関、いわゆるがんセンターだとか、小児医療センターだとかというような、いわゆる専門分野だけの病院とわけが違って、ここにはこういう病院があることが総合科病院があることがこの地域の医療過疎地域の課題なんだと。それを独法が採算だけで考えることはおかしいんじゃないだろうかというようなことをストレートに私も言わせていただきました。

それから2点目の問題でございますが、厚生労働省発表の「介護保険事業状況報告の概要平成29年11月暫定版」によれば、全国の第1号被保険者数は3,472万人で、要介護・要支援の認定者数は、641万9,000人となっております、

第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合は18.0%となっております。

今後、団塊の世代が後期高齢者と言われる75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれ、「2025年問題」と呼ばれていることは既に御承知のとおりでございますが、国はこの2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活を図り、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築を推進しているものでございます。

地域包括ケアシステムの構築には、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」の要素がありますが、その中で医療と介護の連携が重要課題とされており、2015年の介護保険法改正では、介護保険法の地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられました。

本町はこの事業を、より効果的に進めていくために、足柄上地区1市4町と連携して、足柄上医師会に事業委託し、2017年4月、足柄上病院内に「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」を開設したものでございます。

この事業では具体的に「医療・介護関係者の情報共有の支援」や「地域住民への普及啓発」等8項目の取り組みを示し、センターを拠点として事業実施しているところでございます。

また国は、昨年10月に「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」を改訂いたし、より地域の実情に即した取り組みを推進するために、市町村に地域課題を把握・分析した上で、課題解決に資する対応策の実施や都道府県による市町村支援策等を示してきているところでございます。

町としましては、このような国の動向を踏まえつつ、医療や介護の必要な高齢者が、可能な限り在宅で適切なサービスを受けることができる体制整備につきて、引き続き1市5町連携のもと、取り組んでいく所存でございます。

3点目の御質問でございますが、大井保育園では入園する保護者に対して、毎年「重要事項説明書」を配布し、その内容について保護者の同意をいただいて保育園を運営しております。その重要事項説明書の中には、健康管理の項目

があり、朝の体調確認、感染症にかかったとき、保育園でぐあいが悪くなったときの対応が記載され、保護者との約束事項となっています。

議員御質問の病発症時における現場の対応ですが、おおよそ 37.5 度以上の発熱、下痢、嘔吐などの症状があるときは、集団生活に支障がありますので、保護者等に園児の引き取りをお願いしております。引き取りに来るまでの間、クラスから離して、事務室で休ませております。保護者に連絡がつかないときには、第 2、第 3 の緊急連絡先に連絡をいたし、すぐ引き取りに来てもらうよう連絡体制を整えています。

保護者の仕事の都合上、携帯電話の電源を切る職場や携帯電話を手元に置けない職場もあり、そのような場合には、職場に電話をかけさせていただいておるといような状況でございます。

また、引き取りに来られるまでの間、症状が悪くなり緊急性がある場合は、職員が病院に連れて行くか、救急車を呼んで救急搬送するとともに、職員が救急車に同行いたすものでございます。

課題といたしましては、もしやその次の緊急連絡先に連絡がついても、仕事の都合上すぐには引き取りに来られない場合があり、高熱で苦しそうなときやインフルエンザなどの感染症のおそれがあるときは、対応に苦慮している状況でございます。

大井保育園では、そのようなことがないように、第 2、第 3 の緊急連絡先を名簿に登載し、緊急連絡体制には特に注意を払っているところでございます。幸い、引き取りに来られないという保護者等は今までございませんでした。このような状況でございますので、さらなる園児の安全性を確保するために、去る 2 月 11 日開催の「L. S. F. A 緊急蘇生法」の講習会に大井保育園の保育士が 2 名受講し、救急の対応等に備えております。

また、小中学校においては、児童生徒の病発症時には、保健室で養護教諭が症状を見て安静が必要な場合はベッドで休ませます。発熱等により学習の継続が難しい場合は、保護者へ連絡をとり、児童生徒の引き取りに来ていただくとともに、病院の受診を進めております。

幼稚園においても、園児の病発症時には、保育室、もしくは職員室に隣接する医務コーナーで横になって休むことができます。小中学校と同様に、園での

生活が難しい場合は、保護者へ連絡をいたし、園児の引き取りに来ていただいているというような状況でございます。

なお、課題についてでございます。現状では、先に申し上げた措置で対応できており、緊急性を要するというか、問題になったということは今までなく過ぎていることには幸いである。そういうふうと考えております。以上でございます。

1 3 番 答弁いただきまして、ありがとうございます。

私は、きょうの質問は、町行政は個人ができないことを基礎自治体である町が行うことで考えています。基礎自治体が単独で難しい事業は近隣市町と広域で連携して行う。さらに、難しい事業は、県や国と情報や資金を借りて事業化していくというふうに町の事業はそういうことであろうというふうに思っております。

そして、事業化することに当たって対象はあくまでも住民が主体であり、町民が主体です。そして、住民、町民の声を聞き、寄り沿い悩み、希望を集約し町民目線で課題解決に努力するということが町の基本姿勢ではないかなというふうに考えています。

それで、きょうは実際に起こっている交通の問題、鳥獣の問題、あるいは学校で先ほど町長がインフルエンザということを言われましたけれども、現実インフルエンザがあってお父さん、お母さんが会社に行っていて対応が難しい、あるいは、答弁の中で町長が救急のところは救急車とか、職員で対応できるような幾つかの例を挙げただきましたけれども、こういうふうに現実に今町の中で起こっているものに関して、住民が悩んでいることに対して行政がどう対応するかということの、本当に非常に午前中に、非常に高尚の高い、世界レベルな話も出ましたけれども、本当に我々が地域に住んで歩いているときに、問題となっていることを取り上げさせていただきました。

まず、それで篠窪バイパスの件でございますけれども、町長が午前中でも答弁いただきました。私は、前にこの問題を出したときに、町道4号線、もちろん県等に移管をお願いしていくというような話の中で、そして、上大井の赤坂道路というのは、あそこはなかなか急こう配だから非常に難しいから大沢のほうに流れたらというようなことを答弁されております。

その中で、では小田原の市長の、小田原市には正式に話してありますかといったときには、正式にはまだですけれども、内々には少し話をしたことがあるというような答弁をいただいております。

先ほど 255 号までの都市計画道路、今後、町道に認定しております県で施工のここにきちっと予算づけされて、これが改善しないうちは、この話はなかなか難しいというような御答弁をいただきました。御答弁いただきましたけれども、計画とか構想は町長も先ほど 40 年も道路をかかっちゃったんだというような話ですから、やはり町長の頭とか町行政の中では、次のステップとしてこういうふうにやっていかなきゃいけないだろうという構想とか、あるいは、希望とかというのがやはりどこかに印して、それを県なりに内々に話ししていくということは私は必要だと思うのです。

その辺で、町長の考えがこれができるまでは話せないのだということなのか。あるいは、準備としてはしていくのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

町長 当然準備はしていかなければならないかと思えます。特に、上山田の皆様方と話しますと、バイパスで回してくれというような御意見もありますもので、冒頭これも申し上げましたように、地域の方といろいろな協議をしなければ、上山田地内のことですら解決できないわけでございます。それができない上で、小田原市や秦野市さんに、また当然県へもできないわけございまして、それをきちっと声を聞いて、どういう路線でできるのかどうかというような技術的なことも踏まえた中で、いわゆる道路計画をつくるように、これやはりやっていかなければならないと。

それからの話が、やはり関係機関への働きかけていく必要があるのではなかろうかなと思うのです。なかなか地域の方々の要望というのは、私が考えるより大変高度な話でございまして、これをやる上で、技術的なことも踏まえて可能なかどうかというのは、大変疑問に思っておりますけれども、まずは町としましても、そういうようなところから入っていかなければならないというようなもので、先ほどの答弁をさせていただきましたけれども、5号線へつなげるというにはどうしたらいいのか。

それから、将来、小田原市さんにも理解を求めて大沢のほうへもっていくにもどうしたらいいのか。その路線がどこを通すかということが、まず決まら

ない限り、この計画はできないのではなかろうかなと思いますので、まずは地域との協議の中でどういうふうな将来の道路の路線をえがいていくかというようなどころから入らざるを得ないというようなことをございますので、そういう計画づくりも時間がかかるのではなかろうかなと、またそれには町中の皆様方の声をどうやって反映できるかというところも踏まえて考えていかなければいけないと思っております。

- 1 3 番 長期計画、あるいは自分の思いえがいたものが全て実現できるということはなかなか難しいと思いますけれど、一步進めて途中で計画段階とか構想段階で、やはり難しいという結論もあると思うし、上大井の中では県道が拡幅を途中までいったのをできなかった県道もありますから、やはりいろいろな問題があると思いますけれども、町長の中で思いえがいているなら、やはり町側の中でもどうなんだな、こういうときに住民の声を聞いて、先に聞いてみなければいけないなというようなことがあれば、そういうことを実行に移っていただければというふうに考えます。

それで、255号線の沿線の交通事故ですけれども、実は、管理しているのは、公団とか県とかということは承知しております。

それで、私は現実に横断して事故が起きた。これは起きた人は町民ですよ。車じゃない事故のほうは町民です。それで、これは年配者で当然そちらに住んで飲食店へ行ったのか、スーパーへ行ったのかは別として、そういうことでそこが近いから事故にあったと。

事故にあった人も大変ですけれども、車ではねた人も非常に大変な目にあっていると。そうすると、私はやはり町としては、この住民に対して町長が周知もした、広報もした、自治会に回覧板を回したと言われたのですけれども、私そこで提案させてもらいたいのは、公団とか歩道の中には、看板は出せられません。それは、今後の方向として検討してもらえばですけれども、私は私有地である民地のスーパーさん、量販店さんのほうへ横断は信号を渡ってくださいよとか、そういうのを民地のほうに、歩道の内側ですね。ここに両方とも大手スーパーの、大手スーパーというか、地域スーパーですけれども、その両方に了解を得て、そこに横断は注意しましょうというような看板が私は、町がで

きるのではないかというふうに思っているのですけれども、その辺そういう考えに対して町はどのように考えられているのかお聞かせ願います。

防 災 安 全 室 長     ただいまの 255 号線の横断に関しまして、私有地、民地等に町の看板はということでございますが、今のところ考えていないところなのですが、基本的には先ほどの町長の答弁にもありましたように、地域住民の方につきましては、あそこは横断してはまずい、危険性があるので、できる限り横断歩道を渡っていただきたいということは、まず 1 点周知は徹底したいところでございます。

ただ、商業施設が両道路にありますので、それには町もできる限り、そういった適当というか、適切な看板があればちょっと検討したいなというふうに考えております。以上でございます。

1     3     番     室長さんの答弁の中で語尾をとっては申しわけないですけれども、私は経営者のほうに、こういうことを、もし町がそういう掲示板をつけてもいいかと思ったら、そこに行って交渉をすると。私はできたらということではなくて、そういうことが必要ではないかと、オレオレ詐欺ではないですけれども、幾らテレビで言ったり警察に言っても現実としてそういうことがある。それなら、今までと違ったことを一つでもやっておくと。確かに看板をつけたから、誰かが救われたということは数字としては出てこないかもわからないけれども、それは町の行政としてこういうことをして。私は最後のところに、町ということを入れたってそれでいいのだと思います。でもそういうことは、一つ改良に向かって動いたということになるのではないかなということで、今後も検討していただければというふうに思います。

それから、ここの前で質問になかったのですけれども、ちょっとお聞きしたのですけれども、実は県道 711 号、縦貫道。ここに西大井地内、長年懸案であった信号機がもう 2 カ月くらい前からついているのですよ。ところが、運用はされていないんです。まだカバーがついています。これは、町のほうはいつから運用ということを言われ、聞いているのですか。ちょっと道路関係のもので質問にないのですけれども、お答え願います。

都 市 整 備 課 長     その件につきましては、連絡を警察のほうからいただいておまして 3 月 19 日に供用開始というか、使用開始ということを伺っております。

以上です。

- 1 3 番 すみません。質問になかったのですが、あそこに設置されてから随分長い間カバーがかかっちゃって、あれはいつかなと思ひまして、町がいろいろ骨を折っていただいて、西大井地区の本当の長年の懸案だった信号機がついたということは非常に喜ばしいことだというふうに思います。

それでは、鳥獣被害のほうで、3月10日にそうわ会館で鳥獣被害対策セミナーが開かれます。私も参加しようかなというふうに思っているのですが、実は鳥獣は人身被害もありますけれども、2番目のほうに入りますけれども、イノシシ、シカが農水省の発表で2016年では何かジビエの利用量は1,280万トンということで、北海道が大部分だということでございます。

それで、この中のエゾジカが50%くらいジビエに使われているというような発表がこの間新聞に出ていました。私は、この大井町でも100頭ここに捕獲されているということで、捕獲されたのを先ほど町長が言われるには、全部ジビエとして食べられるわけではなく、埋めていただいたり、捕獲された人にいろいろお骨折りを願っているという。町もガスで処分したりしているということです。

実は、ここでまた提案なのですけれども、私は今、衛生組合、清掃組合、いろいろある中で、南足柄と一緒にいろいろ協議されていると思うのですよね。この場で、足柄1市5町でやはり鳥獣対策、捕獲された動物をどうするかという問題が出ているのだと思います。

県のほうでは、移動体の処理は補正予算で、もうなくなっちゃいましたから、やはりこの地区では、たぶん足柄上地区では1,000頭近くの捕獲がされていると。これの処分を、捕獲した人に全部埋めてください、処分してくださいよというのは、私は非常に酷なことだと思います。だから、衛生組合と清掃組合の中で議題にさせていただいて、前に議員のほうから質問があった小動物を東部清掃でも入口をつくって焼却処分にするという事業もありました。

そういうことも含めて、この両方の組合の中で検討していただけないかなというふうに、いただくのがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺町長、どのようなお考えかお聞かせ願います。

町 長 　　なかなか難しい話でございまして、このいわゆる鳥獣の駆除をした物について、その品物の動かし方というのは非常に難しいものでして、我々行政が中にかかわることができないところもありますし、ハンターの方は猟師を生業としていらっしゃる方もありまして、そういう点でなかなかこの町でも、大井町あたりはいいと思うのですが、特に山北だとか松田町においては、その辺のところも非常にジビエをやるというような話があったときに、なかなか猟友会の中で足並みがそろわなかったというようなことです。

　　今後、そういうふうな話題も話を進めていく段階では出てこようかと思いますが、今のところは、そういうものを焼却をするというようなことは考えておりませんし、小動物、動物もハクビシンやタヌキを焼却するのはいいのですが、犬、猫を焼却するというのはやはりペットの尊厳というものもありますもので、本来であれば持ち主の、飼い主の方がきちっと葬るというようなことが前提でありまして、その辺のところの取り扱いも我々が一つ間違うと、道路で亡くなった犬を処分しても、猫を処分しても非常に難しい問題が発生します。

　　ですから、本来であれば、ペットの場合は、きっと犬や猫は飼い主、飼い主の人が葬るといのがあれじゃなかろうかなと思いますので、今後、有害鳥獣の処分というのは、問題が出てくるところもあるのではなかろうかなと思いますし、そういう点では一考する余地があるのかなというように考えます。

1　　3　　番　　町長の前段でペットとかそういう話になって、それはまた別として、有害鳥獣に関しては、実際にいろいろ行政がそういうのを立ち入ると、いろいろな、生業にしておられる方がいるからというような話ですけれども、現実には大井町で100頭、イノシンとシカを捕まえられたと。それをどう処理するのだと、いるうちはとって被害が出るからとりまじょうと、とったものを処理することができていないわけですよ。もちろん県はそれをやろうとしたら結果としてはできなかった。だけれども、現実としてそういうことが起きちゃっている。起きたものをやっぱり解決する。

　　先ほど前段で私話ししたように、行政は、基礎自治体は町民のために、町民ができることは町民でやればいい。町民ができないから行政にお願いをして、行政はできなければ、県や国の情報とか資金を借りて事業を行う。私はこれは基本だと思います。

この鳥獣被害を、捕りなさい、捕りなさいと、被害は、こうやったら罟は貸しますよと。罟でとったものは自分で処理しなさいと、それはやはりおかしい。それはやっぱり矛盾していると思います。やはりそこのところを検討していくと、やはり私はそれを検討していくのが一つの町ではできないから、広域連携でたまたま今回、小田原市といろいろ問題があって、一時とまっていた衛生組合とか清掃組合の中で議題として検討してもらって、じゃあどうだ、みんなこれは検討しなければいけないんじゃないかと、議題としてやって、それでもち返って県にお願いをする、国にお願いをする、あるいは補助金をいただくと。そういう事業に回していかなければいけないのではないかというふうに思いますので、町長にくどいのですけれども、もう一回そういうふうなサイクルで考えていただきたいです。

町長　　そういうような問題が出てこようかと思いますが、焼却炉ではっきり言って、4キロか5キロの袋もですね、あれ袋がやぶけやすくて困るということですが、あの袋がやぶけないと焼却場は手間がかかるわけですよ。あれを攪拌して、いろいろなごみをまぜて投入するというような炉のシステムになっておりますもので、小動物の場合は可能かなと思いますが、何十キロもするイノシシとか動物を焼却するというのは、非常に今の現時点で私が考えるには不可能に近いのではなかろうかなというように思います。

　　そういう炉をつくるのでしたら、また特別な炉になるのではなかろうかなと思います。特に、イノシシあたりは100キロを超えるものもあるわけでございまして、そういう点では一般のごみ焼却炉の中で処理することは今後可能性があるような施設ができるかどうかというのが大きな課題ではなかろうかなと、私は思っております。

　　今も正直言って、あれを攪拌してやらなければならない状況にあります。そんな話も今後の広域化の中では、話題として提供して議論はしていきたいと、そんなところでございます。

1　　3　　番　　町長、最後に今後の課題ということですが、現在の炉で燃すことは絶対できないです。ただ、いろいろ広域行政が南と小田原の関係が一時清掃組合のほうも、準備会を棚上げにしている、これから再開される。そうすると、やはりその中で今後炉をどうするかとか、どこに場所をやるかとかいう議題が

あると思うのです。そういうときに、そういう提案をして、やはりそういうことも含めて検討して、それがオーケーになるかどうかは別として、やはりそういうことも検討するいいチャンスではないかなというふうに思いましたもので、ぜひ提案していただければと思います。

それで、実は病児、病気が学校とか幼稚園とか保育園で発生したときに、当事者の現場の対応は先ほど町長の答弁の中でお聞きしました。

それで、2番、3番、保護者に対しての連絡先というのもありました。実は、私ある会合に出ていたときに電話がかかってきて、そこ御夫婦で出席された。電話がかかってきて、実は熱が出ていますから向かいに来てくださいと、携帯ですからすぐ帰られたのです。そしたら、また15分くらいいたら、今度、小学校ではなくて、別の学校からかかってきて、またやっぱりお迎えに来てくださいと。御夫婦で出ておられたから、2人帰られたのですね。そうすると、3人いた場合はどうするのかと、そのように思ったので。その方に帰られた方に、あとでお会いしていろいろ聞いてみると、2人預かったと、家では。2人でいろいろな対応をしたということですが、現実として学校とか幼稚園とかそういうときでお迎えをしてくださいということで、お迎えを要請します。当然その間は、最善を尽くして管理していただいて、だけれども、やはり会社に行っていて1時間しか、なかなか来れないと、2番目、3番目の方に連絡しても、そのときは町側でやはり対応されているのだと、施設のほうで対応されているのだと思いますけれども。

今回、病児保育というようなことで、南足柄に6名、2,000円くらいの費用をとって病児保育という制度を今後できるという話を聞いていますけれども、例えばインフルエンザとかそういう場合が入ったときに、施設の中では、例えば町には保健師さんとか、そういう方がおられますけれども、各学校には医師会のほうから契約されているお医者さんがいられると思うのですけれども、やはりなかなか30分、1時間迎えに来られるまでの対応が非常に難しいと思うのですね。その辺をやはりきちっと確立しておかなければいけないかなというふうに思って質問させてもらいました。

先ほど町長は、こういうふういろいろな段階において対応できるように、今はできているというような答弁をいただきましたけれども、教育長にお伺い

いたしますけれども、町長はそのように対応はできているというようなことで、多分教育委員会のほうから町長に答弁書が回っているのだと思うのですけれども、現実にはこれは実は、病児だけではなくて、きょう質問に出していませんけれども、災害が発生したとき、例えば地震が発生したときも学校は帰すということになっています。だけれども、現実には帰しても家に誰もいない人もいますわけです。だから、病児の場合も同じようなことが起きるのではないかというふうに私は解釈しました。

ですから、例えば一時預かっておかなければいけない環境の子どもさんがいるのではないかというふうに思ったので、ぜひともこういう制度で今は町はやっていますということをごきちと説明していただくと、保護者も非常に安心感が出るのではないかなということをご質問させていただきました。

大変申しわけないのですけれども、町長が先ほど答弁いただきましたけれども、もしそれにつけ加えてこういう体制でやっているということがありましたら、最後に御答弁をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 原則引き取りです。以上です。ですから、来られなければ学校のほうでお預かりしています。それで、今までの私の経験の中でも、何件かあったかもしれませんが、特段それで大きな課題というところまでは認識はしておりません。ですから、2番目、3番目のところもありますけれども、連絡をとって連絡がとれたらばお迎えに来ていただくというような対応をしているということで御理解をいただきたいと思います。

1 3 番 原則ということをご力を入れていただきましたけれども、あくまでも原則は原則でやって、家に誰もいなかったときに対応をというようなことも準備していただければというふうに思って質問を終わります。

議 長 以上で、13番議員、石井勲君の一般質問を終わります。